

■注意事項

- ・申請時期や支給時期は自治体によって異なります。
 - ・この給付金に関して、給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐欺」にご注意ください。
- ※安平町や総務省などがATM（銀行、コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。また、町民の方の世帯構成や生年月日等の個人情報を照会することは絶対にありません。

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎ 7071

福祉灯油等特別対策事業のお知らせ

対象世帯につき、福祉灯油購入費用10,000円

在宅の低所得高齢者などを対象に、冬季間の灯油等の経費に対する経済的支援を行います。対象条件をご確認いただき、該当する場合は3月8日(金)までに申請してください。

■対象となる世帯

(1)高齢者世帯

世帯主が満65歳以上で、町民税非課税の世帯（令和6年3月31日までに満65歳に到達する方を含む）

(2)ひとり親世帯

満18歳未満（学生の場合は満18歳になった学年の年度末まで）の子を扶養する町民税非課税の世帯

(3)しょうがい者世帯

障害者手帳（身体、知的、精神）を所持している方、または障害年金受給者がいる町民税非課税の世帯（どちらも町民税非課税の世帯に限る）

※同一住居において複数の世帯が存在する場合は、いずれかの世帯のみを対象とします。

■対象外となる世帯

- ・生活保護世帯
- ・介護保険施設^{※1}または高齢者施設^{※2}、しょうがい者施設、児童福祉施設に入所している世帯（ただし、配偶者が在宅で支給要件を満たしている場合を除く）
- ・課税世帯と同じ住居に居住している世帯
- ・申請者が入院中である世帯（申請をした日を基準日とする）

※1 介護保険施設とは、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等をいいます。

※2 高齢者施設とは、高齢者を対象とした共同生活施設全般となります。

■申請方法

振込希望口座番号を持参の上、必要事項を申請書に記入し手続きをしてください。なお、役場への来庁が難しい場合、電話などでご連絡いただければ申請書を自宅まで郵送します。

■申請先

健康福祉課福祉グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

■助成方法

申請書に記載された口座に振り込まれます。

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎ 7071